○北陸地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年三月十七日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　一般国道八号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する区域　糸魚川市大字歌字歌九九番一から同市大字外波字岩之脇一八一番一〇まで

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十八日

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字歌字歌九九番一から同市大字外波字岩之脇一八一番一〇まで	前	一三・七〇～二七・〇〇メートル	〇・九六一キロメートル
	後	一三・九三～二七・〇〇メートル	〇・九五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　路線名　八号

二　供用開始の区間　糸魚川市大字歌字歌九九番一から同市大字外波字岩之脇一八一番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

三　供用開始の期日　平成二十九年三月二十日

三　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
静岡県駿東郡小山町上野字西山一四〇五番一から同町上野字西山一二三七番一まで	前	二六・八二～一二九・五七メートル	〇・八一〇キロメートル
	後	六八・四六～二七六・九〇メートル	〇・八一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―三十七号大阪瓢箪山線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府東大阪市吉田六丁目、新池島町四丁目及び若草町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・四・七百十一号元町畠田線及び三・三・二号奈良西幹線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県北葛城郡王寺町本町四丁目及び五丁目並びに畠田四丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百七十七号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百二十七―二十九号八尾枚方線

三　事業施行期間　自平成五年十二月七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十二号東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―三十七号大阪瓢箪山線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし